

服悉著御於御冠者、或時著御、或時奉取之、御鬢上所著御也、有付髮夾形總角、右宰相中將實守卿奉仕之、略○中後日光長云、御鬢右宰相中將實守奉仕之、只以紫糸引渡御頭上、左右七八寸許垂之、付髮夾形等只依爲物具、雖設之、此程少年御時不用之由、宰相中將被申、而三位中將賴實關此事被申云、凡此說不聞事也、於凡人者有垂鬢於天子一切無此儀、必用夾形總角付髮事也、於鬢說者、顯綱朝臣爲規模傳道經道、經傳清隆卿、清隆卿傳左大臣、左大臣被傳我故德大寺左府者、雖知子細、依爲先達假令被申合之許也、宰相中將者幼年之間、更不能傳德大寺左府訓、一流德大寺左府記委細、守彼所奉候也者、情案此事、難結御鬢之程、年少帝王近衛院以後歟、彼說會釋起此時歟、尤難決事也、

〔北條五代記五〕關東昔侍形義異様なる事

諸侍の形義異様に候ひし、略○中若殿原達は髮さきをもみ、ふさのごとくにゆひ、又つけかみとして別にかみさきをこしらへ、うらをもみ、ち、みをよせて、花ふさなどのごとくに作り、付髮してゆひ、中下

鬢刺

〔物類稱呼器用〕蟬髻挿つとさし、畿内にてつとさし、東國にてたぼさしといふ、關西にて云、髮の國にてたぼさし、中國西國共につとばね、土州にてつとさし、又つとばりと云、加賀にてつとかうがいと云、

〔賤のをだ巻〕一延享の比なりけり、翁森山孝盛が女子のたぶさしといふもの初て流行出て、父なる人の二條の在番に居られけるが、便りの序に、姉なる人のもとへ、と、のへて下し玉ひしを、母なる人をはじめ、召仕ふ女子どもまで、めづらしがりて、もてはやしたり、翁の子心にたしかに覺え居たり、尤鯨にてこしらへたるものなり、今はすたりて誰えりたる人もなし、

〔蜘蛛の糸卷追加〕たぼさし

今貴賤となく用ふるたぼさしと云ふ物は、寛政七八年の比、一橋殿御館の女中の召仕ふ婢女が